

下記のような化学物質等を取り扱う事業所は労働者の健康確保を目的とした歯科特殊健康診断を行う義務があります。

<その他歯または歯周組織に有害な物質等>

- アルキル水銀化合物（口唇知覚異常）
- クロム、その化合物（歯根膜周囲炎）
- 水銀、その無機化合物（歯肉炎）
- 砒素、その化合物（口内炎）
- 硫化水素（歯牙の変化）
- 鉛、その化合物（鉛縁）
- マンガン、その化合物 ●塩化メチル
- 沃（ヨウ）化メチル ●カドミウム
- 五酸化バナジウム ● 臭化メチル● 塩素
- ペンタクロフェノール● アクリルアミド
- トリクロロエチレン ● 硫酸ニコチン
- パラ・ニトロクロルベンゼン●シアン化物
- ニトログリコール ●沃（ヨウ）化メチル
- セレン、その化合物 ● 有機リン化合物

（特化則健診項目、労災認定例示、職業病リスト、他より引用）

【歯科医師が行うリスクアセスメント対象物健康診断】

- フェニトイン ●クロルスルホン酸
 - 発煙硫酸 ●臭化水素 ●三臭化ホウ素
- については、

- ①リスクアセスメント結果に基づく健診
- ②基準値を超えたばく露を受けた時の健診を行います。お問い合わせ下さい

歯科特殊健康診断に関連する法規

【労働安全衛生法第 66 条第 3 項】

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

【労働安全衛生法施行令第 22 条第 3 項】

法第 66 条第 3 項の政令で定める有害な業務は、**塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん** その他 **歯又はその支持組織に有害な物質**のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

【労働安全衛生規則第 48 条】

事業者は、令第 22 条第 3 項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置換えの際及び当該業務についた後 6 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

■お問合せ・申し込み窓口

奈良県歯科医師会

〒 630-8002 奈良市二条町 2-9-2

電話：0742-33-0861

こちらの QR コードから
アクセスしてください



歯科特殊健康診断
のご案内



（一社）奈良県歯科医師会
奈良県産業歯科センター

よくある質問 Q&A

歯科特殊健康診断の流れ

Q 対象はどのような業務でしょうか？

A 塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄リン、その他 歯又はその支持組織に有害な物質のガス、蒸気、又は粉じんを発散する場所における業務です。

Q 法律で定められていますか？

A はい。対象となる薬品等を取り扱う事業所は、6ヶ月以内ごとに歯科医師による健康診断を受けるように定められています。これに違反すると、罰則を課せられることがあります。
(50万円以下の罰金)

Q 具体的にはどんなことをしますか？

A 労働者への問診・お口の診査、職場巡視、意見聴取、勧告などです。当日の流れについては右のイラストをご参考ください。

① 問 診



② 口腔領域の診査



③ 職場巡視



④ 健康診断記録の作成



⑤ 事業者からの意見聴取



⑥ 健康障害防止の勧告



- 歯科特殊健康診断の実施場所・準備
 - ・健診会場には事業所内の医務室や会議室などを利用します。33平方メートル(10坪)くらいの広さを準備してください。
 - ・会場は、電源のある部屋で長机・椅子をご用意ください。
 - ・健診用具は奈良県歯科医師会で用意します。

- 実施時間
 - ・日程や時間につきましては、申込書に基づきご担当者の方と協議のうえ決定いたします。
 - ・1人あたりの健診時間は約5~10分程度です。

- 健診費用
 - ・基本料金2万円(1事業場につき・1日)
※基本料金には、職場巡視・報告書作成
健診時使用器具・交通費を含む(税別)
 - ・別途、対象者一人当たり3千円(税別)
 - ・健診計画作成(初回のみ)1万円(税別)

歯の「酸蝕症」だけではなく、口腔粘膜の異常などもチェックします。
職場の快適な環境づくりのための意見聴取も行います。

